

平成31年労第184号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年9月5日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のCに勤務していた。
- 2 請求人は、平成27年5月14日、通勤途中、階段を上る際に人と接触し転倒して負傷し、同月15日、D医療機関に受診し、「第一腰椎圧迫骨折」と診断され、同年7月9日、E医療機関に転医し、「第一腰椎圧迫骨折、腰部脊柱管狭窄症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして、平成30年7月1日から同月31日までの間の休業給付の請求をしたところ、監督署長が同傷病は同年6月30日をもって治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月7日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成30年6月30日をもって治癒（症状固定）しているものとして、同年7月1日から同月31日までの期間に係る休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる完治を必ずしも意味するものではなく、医学上一般に認められた治療を行っても、その治療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。

(2) 請求人は、本件傷病は治癒（症状固定）していない旨主張しているので、以下検討する。

ア F医師は、平成29年10月19日付け意見書において、要旨、「術後20か月が経過しており、既に症状固定と考える。」と述べ、平成30年3月15日付け意見書において、要旨、「症状固定の時期は平成30年3月頃」と述べている。また、同年4月27日の監督署職員による面談において、要旨、「現在の症状（両下肢不全麻痺、膀胱直腸障害）は、第一腰椎圧迫骨折による脊髄損傷の症状である。現在症状は安定しており、脊髄損傷に係るアフターケアで対応可能である。平成30年6月末治癒（症状固定）で差し支えない。」と述べている。

イ G医師は、上記F医師の意見、診療費請求内訳書の療養内容等を踏まえ、平成30年5月15日付け相談記録票において、要旨、「受傷より約3年が経過しており、現在、投薬治療を行っているが、F医師意見書のとおり、著明な症状の改善は期待できないものとする。同医師の面談内容から判断しても、症状は安定しており、現在、症状固定であるとする。」と述べている。

ウ 請求人の治癒（症状固定）に係る上記医師らの所見に照らし、請求人の本件傷病は、遅くとも平成30年6月30日には治癒（症状固定）の状態に至

っていたものと判断する。なお、請求人は、現在様々な症状があるなどと主張しているが、治癒（症状固定）についての判断は上記のとおりであり、採用できない。

(2) そうすると、監督署長が請求人の本件傷病は平成30年6月30日をもって治癒（症状固定）しているものとして、同年7月1日から同月31日までの期間に係る休業給付を支給しないとした処分は妥当である。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月14日